

高知県後期高齢者医療広域連合選挙長告示第5号

高知県後期高齢者医療広域連合規約第8条の規定に基づき、高知県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙[町村議会議員区分]を下記のとおり行う。

令和5年6月2日

高知県後期高齢者医療広域連合
選挙長 遠 近 正 彦

記

- 1 選挙すべき議員数
町村議会議員の区分から選出すべき広域連合議会の議員数 3人
- 2 個人推薦による候補者となるために必要な推薦人の数
町村議会議員 13人以上

高知県後期高齢者医療広域連合選挙長告示第6号

高知県後期高齢者医療広域連合議会の議員の選挙に関する規則（平成19年規則第1号）第3条及び第4条第1項の規定に基づき、高知県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙[町村議会議員区分]の候補者の届出の受付期間及び受付時間並びに候補者の届出の受付場所を、下記のとおり定める。

令和5年6月2日

高知県後期高齢者医療広域連合
選挙長 遠 近 正 彦

記

- 1 候補者の届出の受付期間及び受付時間
令和5年6月23日（金）から令和5年6月29日（木）まで
（土曜日及び日曜日を除く。）
午前8時30分から午後5時15分まで
- 2 候補者の届出の受付場所
高知市丸ノ内2丁目4番1号 高知県保健衛生総合庁舎1階
高知県後期高齢者医療広域連合事務局